

学校法人吉備学園役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人吉備学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 職員評議員とは、法人の職員として給与を支給している評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、退職金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、常勤の役員に支給している教職員給与規程に基づくものは含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員及び非常勤の役員並びに評議員（職員評議員を除く。）に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
- (2) 退職金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬（年額）は、理事長については国家公務員の指定職の年間給与額を上限の額を基準とし、その他の役員の報酬については、別紙1のとおりとし、法人の財務状況を勘案し、理事会において決定する。

2 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬は、別表第2のとおりとする。

3 役員及び評議員の退職金は別表3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬

理事長 毎年6月、12月及び3月とする。

副理事長 毎月24日とする。（ただし、支払日が土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときは、その前の直近の勤務日に繰り上げて支払うものとする。）

理事・監事・評議員 毎年12月とする。

- (2) 退職金

任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 報酬等は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振込むことができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、岡山商科大学旅費規程を準用し、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をホームページに公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 学校法人吉備学園役員給与規程（平成2年5月26日制定）及び学校法人吉備学園役員退職金規程（平成2年5月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1（役員の報酬額）

副理事長	月額	200,000円
常勤理事	年額	150,000円
非常勤理事	年額	100,000円
監事	年額	100,000円

別表2（評議員の報酬額）

評議員（職員評議員を除く。）	年額 100,000円
----------------	-------------

別表3（役員及び評議員の退職金の額）

	期 間	退職金の額
学校法人吉備学園寄附行為第9条第1項第1号第2号の理事	1期 4年	報酬（年額）×在任期数×係数とし 理事会において決定する
学校法人吉備学園寄附行為第9条第1項第3号の理事	1期 4年	100,000円×在任期数
学校法人吉備学園寄附行為第24条の監事	1期 4年	100,000円×在任期数
学校法人吉備学園寄附行為第34条第1項第2号及び第3号の評議員	1期 4年	100,000円×在任期数

※1 期末満の期間は切り捨てる。ただし、制度改正に伴う辞任・再任の場合は通算する。

※評議員の退職金の在任期数の始期は令和7年定時評議員会開催時とする。